

湖沼水質保全特別措置法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 規制の対象となる施設の範囲に係る規定の整備を行うこと。（第一条関係）

第二 都道府県知事の権限に属する事務のうち、政令で定める市の長による事務を追加すること。（第十二

条関係）

第三 この政令の施行期日を定めること。（附則関係）

第四 その他所要の規定の整備を行うこと。

